

民営職業紹介

ひと

2020.7
NO.

172



令和2年度 定時社員総会報告

令和2年度 優良民営職業紹介事業功労者および求職者に対する表彰報告

令和2年度 春の叙勲受章者お喜びの声

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対する民紹協の取組み(その2)

厚労省委託事業 ガイダンスの開催について

外国人材雇用に関する最新情報

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会



2020.7
NO.

172



Contents

3 令和2年度定時社員総会報告

4 会長挨拶

5 議案審議／報告事項

6 令和2年度優良民営職業紹介事業 功労者・求職者表彰

9 令和2年度春の叙勲「受章おめでとうございます！」

10 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対する民紹協の取組み(その2)

14 令和2年度民営間職業紹介人材育成事業講習日程のお知らせ

15 令和2年度職業紹介事業優良事業者認定制度説明会のご案内

16 外国人材雇用に関する最新情報

18 よくわかる職業紹介事業のQ&A

20 散歩道 ～王子～

21 職業紹介士ネットワーク ～「自衛隊援護協会札幌支部」～

22 雇用失業動向

23 新規入会事業所紹介

26 民紹協ニュース／編集後記

27 職業紹介責任者講習日程



※表紙写真は、「第2回 ひととしごと写真募集」優秀賞 日高 猛氏撮影の作品です。

「修行中」:手漉き和紙の見習い中です。奥では師匠の目が光っています。一人前になろうと懸命の練習です。

令和2年度 定時社員総会を開催



「令和2年度公益社団法人全国民営職業紹介事業協会定時社員総会」が、6月12日(金)、浅草ビューホテル(東京都台東区西浅草3-17-1)において開催されました。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策として、役員と少人数の会員のご出席及び多数の委任状をもちまして開催いたしました。また、会場では、検温やマスク着用をお願いするなど異例の開催となりましたが、会員の皆様には委任状のご返信をはじめ、多大なご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

冒頭の紀陸孝会長からの挨拶は、次ページに掲載しますが、求人の大幅な減少、仕事がない求職者への対応で、かつてないご苦勞をされている会員の皆様に対して、当協会としても、様々な課題を共有しつつ、ともに考え、行政への要望等は直接お伝えしてまいりたいと決意が表明されました。

引き続き、議事に入り、事業報告等の承認、役員の選任等について審議が行われ、原案通り議決されました。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

会長 紀陸 孝



本日は、令和2年度定時社員総会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、規模を縮小しての総会開催となりましたが、本日ご出席の皆様、そして委任状をご提出いただきました皆様には、日頃から民紹協の各事業に、ご理解、ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、現在の景気は、5月末に発表があった内閣府の月例経済報告によれば「新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある」と判断されています。その影響は業種、規模を問わずに深刻さを増していますが、とりわけ宿泊、飲食、生活関連サービスなど個人向けサービス業の業況が一段と厳しくなっています。

取引先の経済活動の縮小を受けて、民営職業紹介所の事業運営にも大きな影響が出ており、会員事業者の皆様におかれましては、求人の大幅な減少、仕事がない求職者への対応など、かつてないご苦労の連続の毎日のことと存じます。

5月下旬に緊急事態宣言は全都道府県で解除されましたが、感染拡大防止策を講じながら社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくため、当面は、極めて厳しい状況が続くものと見込まれます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の終息が不確実な中、影響が長期化することも心配されます。

政府では、史上最大規模の補正予算を組み、持続化給付金の創設、雇用調整助成金の特例措置の拡充など事業の継続と雇用維持支援に取り組んでいただいているところであります。

私たちは、こうした施策を最大限活用しつつ、知

恵と勇気をもってこの難局を乗り切っていかなければなりません。日々雇用をはじめとした短期雇用形態の求職者の方々の救済等自助努力だけでは十分に解決できない問題もあります。

当協会としては、事態の重大さを認識し、3月から毎月、会員アンケート調査を実施し、ご回答いただいた実情や要望を厚生労働省に直接伝達するとともに、3月には非正規労働者の雇用維持の要請、4月には資金繰り対策としてのセーフティーネット保証5号に係る業種指定の要請、5月には職業別団体の皆様との連名で苦境に陥っている紹介所と求職者救済のため内閣総理大臣、関係省庁宛ての署名活動を行ってまいりました。今後も第2次補正予算に係る施策活用とその広報を含め、会員の皆様を全力で支援してまいります。

当面は、新型コロナウイルスへの対応が喫緊の課題となりますが、少子高齢化社会の本格的到来に向けた人材確保も待ったなしの課題です。民営職業紹介所としてこうした課題に積極的に取り組み、期待される労働力需給調整機関としての役割を果たしていかなければなりません。

民紹協としては、会員事業者の方々とこれらの課題を共有しつつ、引き続き解決に向けてともに考え、行政への要望等は直接当局にもお伝えしてまいりたいと存じます。

最後になりますが、一日も早いウイルス感染症の終息と皆様の事業の一段のご隆盛を祈念するとともに、本年も、民紹協の事業について、皆様の一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。冒頭のあいさつといたします。

〈審議の状況〉

定時社員総会における議事内容の概要は、次のとおりで、それぞれ審議の結果、原案どおり議決・承認されました。

■ 議案事項

第1号議案 令和元年度事業報告及び収支決算に関する件

「令和元年度事業報告」としては、次のとおり説明が行われました。

民紹協は、全国唯一の全職種を対象にした職業紹介事業者団体として「民間職業紹介事業の健全な発展・向上」を図ることを基本的姿勢として各事業の推進に努めてきました。

具体的には、「公益目的事業」として、厚生労働省からの受託事業により「職業紹介優良事業者推奨事業」、「民間職業紹介従事者の人材育成推進事業」を実施しました。

また、「職業紹介士資格認定事業の実施」、「職業紹介責任者講習の開催」、「職業紹介事業者ブロック交流会の開催」、「職業紹介事業実践セミナー等の開催」、「職業紹介事業者等に対する相談・支援等の実施」、「ひととしごと写真募集」、「メールマガジン等による情報発信力の強化」及び「人材サービス総合サイトへの情報提供等の支援の実施」を進めました。

「その他の事業」としては、「会員への加入促進」、「表彰事業の実施」、「機関誌「ひと」の刊行等による情報提供」等を行いました。

「令和元年度収支決算報告」としては、「令和元年度貸借対照表」、「令和元年度正味財産増減計算書」に基づいて説明が行われました。

本議案に関して、坂巻謙一監事から、事業報告、業務執行状況及び財産の状況について、適正に執行されている旨の報告がなされました。

第2号議案 役員の選任等に関する件

今回の総会にて任期が到来したことから、梶原豊理事、吉井眞之理事及び高橋晴樹理事が退任され、新たに佐藤哲哉理事が選任されました。なお、他の理事については再任されることが承認されました。

また、総会の休憩中に開催された第34回理事会において、紀陸孝理事が会長、飯田信吾理事が副会長及び上市貞満理事が専務理事に選任され、再開後の総会において選任結果が報告されました。

さらに、江島相談役の再任が理事会において承認されたことが総会において報告されました。

■ 報告事項

令和2年度事業計画及び収支予算に関する件

「令和2年度事業計画」としては、次のとおり説明が行われました。

令和2年度は、「民間職業紹介事業の健全な発展・向上」の基本方針のもと役職員が一丸となって業務運営の改善向上に努めます。

事業内容としては、「公益目的事業」として、「職業紹介優良事業者推奨事業の推進」、「民間職業紹介従事者の人材育成推進事業の推進」、「職業紹介士(民紹協認定)資格認定事業の実施」、「職業紹介責任者講習の開催」、「職業紹介事業実践セミナー等の開催」、「職業紹介事業者等に対する相談・支援等の実施」、「職業紹介事業に関する情報提供等」を行うとともに、「その他の事業」として、「会員への加入促進」、「表彰事業の実施」、「情報提供の強化」、「行政機関に対する意見・要望の提出」等を進めていくこととしています。

「令和2年度収支予算」としては、「令和2年度収支予算書」に基づいて説明が行われました。

令和2年度

優良民営職業紹介事業功労者・求職者 に対する表彰の受賞者が決まりました ～ご受賞おめでとうございます～

今年、優良民営職業紹介事業功労者及び優良求職者として各表彰を受賞された皆様は次のとおりです。
ご受賞を心からお祝い申し上げます。

例年、6月に開催する定時社員総会に引き続き表彰式を行い、会員や来賓の皆様とともに祝福してきましたが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響により、残念ながら中止とさせていただきました。今年、受賞された皆様については、来年の定時社員総会に合わせて、記念撮影と祝福の場を設ける予定ですので、ご理解をお願いいたします。

厚生労働大臣表彰 受賞者 【2名】

●公益社団法人日本全職業調理士協会

齊藤 恒	有限会社上又調理士紹介所	〈東京都中央区〉
------	--------------	----------

●特定非営利活動法人全国ホテル&レストラン人材協会

篠原 孝秀	有限会社篠原配ぜん人紹介所	〈神奈川県川崎市〉
-------	---------------	-----------

厚生労働省職業安定局長表彰 受賞者 【20名】

●公益社団法人日本看護家政紹介事業協会

山田 敦子	有限会社ケアワーク新庄	〈山形県新庄市〉
田村 笑子	有限会社中里会中里看護師家政婦(夫)紹介所	〈群馬県桐生市〉
前田 陽子	株式会社ケアワーク弥生	〈東京都文京区〉
仲宗根 春子	株式会社ケアワーク弥生	〈東京都文京区〉
若泉 信子	合資会社みどり看護婦家政婦紹介所	〈東京都文京区〉
田渕 正恵	有限会社ミヤザワ家政婦紹介所	〈東京都文京区〉
FUJIMOTO AURORA NORIKO	株式会社仁済	〈東京都品川区〉
内藤 ミサ子	有限会社茅ヶ崎ケアサービス	〈神奈川県茅ヶ崎市〉
坂下 昌子	有限会社茅ヶ崎ケアサービス	〈神奈川県茅ヶ崎市〉
鈴木 栄理子	株式会社やさしい手	〈東京都目黒区〉

●一般社団法人全国サービスクリエイター協会

山本 敏夫	株式会社ホクハイサービス	〈石川県金沢市〉
秋篠 寿	株式会社ホクハイサービス	〈石川県金沢市〉

●公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会

大村 若子	株式会社サツキャリ	〈北海道札幌市〉
小松 芙美代	株式会社ジョビア	〈神奈川県横浜市〉

●公益社団法人日本全職業調理士協会

藤本 厚	株式会社古萌会館	〈東京都中央区〉
岩田 好輝	株式会社古萌会館	〈東京都中央区〉
八子 弘	有限会社松和調理士紹介所	〈東京都台東区〉
三浦 二美男	有限会社松和調理士紹介所	〈東京都台東区〉
佐々木 茂樹	有限会社伊豆誠心調理士紹介所	〈静岡県伊豆の国市〉

●全国調理士紹介事業福祉協会

岩崎 稔	株式会社三長会鮎調理士紹介所	〈東京都中央区〉
------	----------------	----------

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 会長表彰 受賞者 【26名】

【事業功労者5名】

●一般社団法人全国サービスクリエイター協会

柏原 稔	株式会社ヒューマンリソースズエージェンシー	〈北海道札幌市〉
村中 宏司	株式会社ヒューマンリソースズエージェンシー	〈北海道札幌市〉

●公益社団法人日本全職業調理士協会

馬上 正一	有限会社伊豆誠心調理士紹介所	〈静岡県伊豆の国市〉
鈴木 正人	有限会社伊豆誠心調理士紹介所	〈静岡県伊豆の国市〉

●特定非営利活動法人全国ホテル&レストラン人材協会

淵上 順也	株式会社ワークアクト	〈東京都豊島区〉
-------	------------	----------

【優良求職者21名】

●公益社団法人日本看護家政紹介事業協会

白川 文子	株式会社ジョブメイト青森看護師家政婦紹介所	〈青森県青森市〉
葛原 文子	有限会社ケアサービス弘前看護婦家政婦紹介所	〈青森県弘前市〉
佐々木 洋子	有限会社ケアサービス弘前看護婦家政婦紹介所	〈青森県弘前市〉
星野 道子	有限会社中里会中里看護師家政婦(夫)紹介所	〈群馬県桐生市〉
福田 己枝子	有限会社中里会中里看護師家政婦(夫)紹介所	〈群馬県桐生市〉
三浦 幸子	合資会社みどり看護婦家政婦紹介所	〈東京都文京区〉
浦田 和子	有限会社ミヤザワ家政婦紹介所	〈東京都文京区〉
矢島 智恵子	有限会社加島看護婦家政婦紹介所	〈東京都足立区〉
長 絹子	株式会社やさしい手	〈東京都目黒区〉

●特定非営利活動法人全国ホテル&レストラン人材協会

横川 隆一	株式会社スギハラサービスクリエイツ	〈東京都港区〉
-------	-------------------	---------

●公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会

池戸 清子	株式会社ジョビア	〈神奈川県横浜市〉
-------	----------	-----------

●公益社団法人日本全職業調理士協会

岩井 昌文	株式会社古萌会館	〈東京都中央区〉
黒川 伊佐美	株式会社古萌会館	〈東京都中央区〉
岩佐 博紀	株式会社古萌会館	〈東京都中央区〉
松本 秀晴	有限会社松和調理士紹介所	〈東京都台東区〉
二村 英次	有限会社松和調理士紹介所	〈東京都台東区〉
村山 宇司	有限会社伊豆誠心調理士紹介所	〈静岡県伊豆の国市〉
高橋 裕一	有限会社伊豆誠心調理士紹介所	〈静岡県伊豆の国市〉

●全国調理士紹介事業福祉協会

廣瀬 昇	株式会社新東調理士会	〈東京都港区〉
平野 敏明	株式会社一心調理士紹介所	〈東京都台東区〉
酒井 和男	株式会社一心調理士紹介所	〈東京都台東区〉

令和2年度 春の叙勲「受章おめでとうございます!」

瑞宝単光章

有限会社 トータルサービス御殿場 武藤 武子 様

令和2年春の叙勲に際して、受章の栄に浴し、全くもって身に余る光栄と存じます。昨今、全世界的に新型コロナウイルス対応で大変な中、ご推薦を賜りました、全国国民営職業紹介事業協会の皆様方には厚く御礼申し上げます。

私の人生は、助産師をしていた母が、第二次世界大戦終戦の頃に満州から私を連れて引き揚げてきたところから始まります。戦後の混乱の中で、母は「これから先、自分と同じように苦勞されている女性に働ける場所を」、また「病院に入院されている方たちの助けになれば」との考えから、昭和35年に家政婦紹介所をスタートさせました。そんな母の力になりたいと、当時高校生の私も母と共に紹介事業に携わり始めました。当時母と二人で「身分の保障のない家政婦に保険制度を」と考え、各団体の皆様に御力添えをいただきながら、保障制度の充足に奮闘した日々を懐かしく思い出します。



家政婦(夫)の活動の場は、社会の流れに伴い変容しています。かつては病院や施設を活動の場としていましたが、その場は在宅介護へと移行し、次なる活動の場は“家庭”であると考えております。その次なる場で力となるよう家政婦(夫)の質の向上に力を注ぎ、介護の技量や経験、生活環境などを考慮して、求人者と相性の良い家政婦(夫)の紹介を心がけてまいりたいと考えております。

これまで支えて下さったすべての方々への感謝の気持ちを忘れず、今後の業界の発展をお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の 影響拡大に対する民紹協の取組み ～その2～

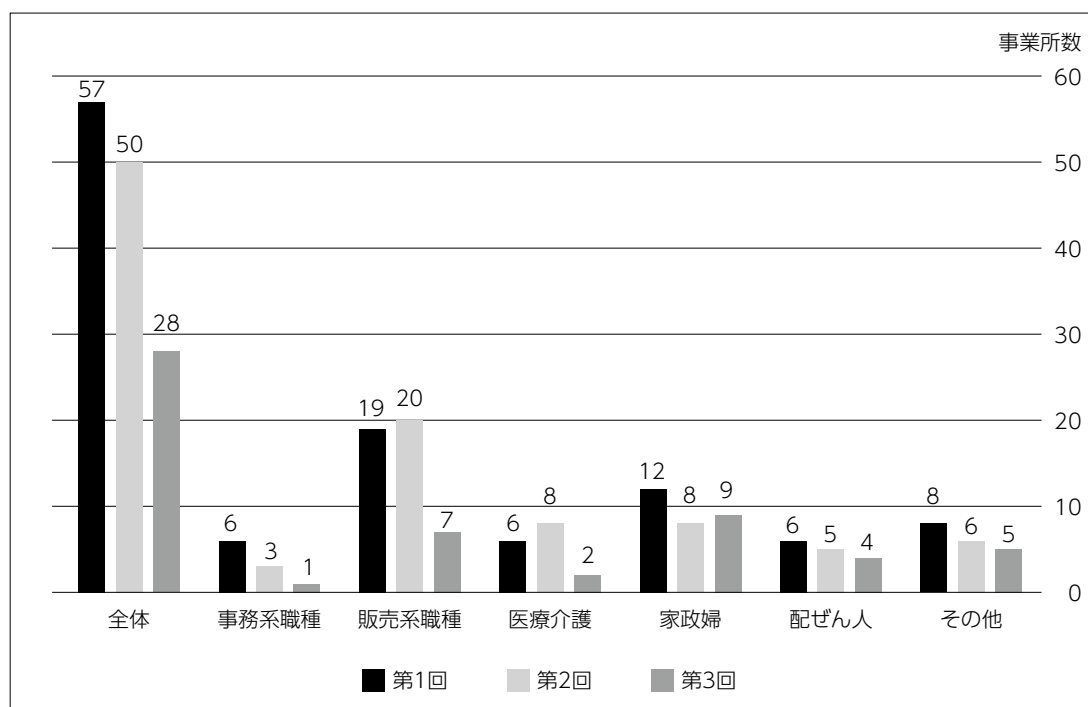
前号で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に対する当協会及び国の取組みをお知らせしましたが、影響が長引く中、今回、その後実施した取組みや更なる制度の拡充等について紹介します。

1. 新型コロナウイルスの影響調査と国への報告等

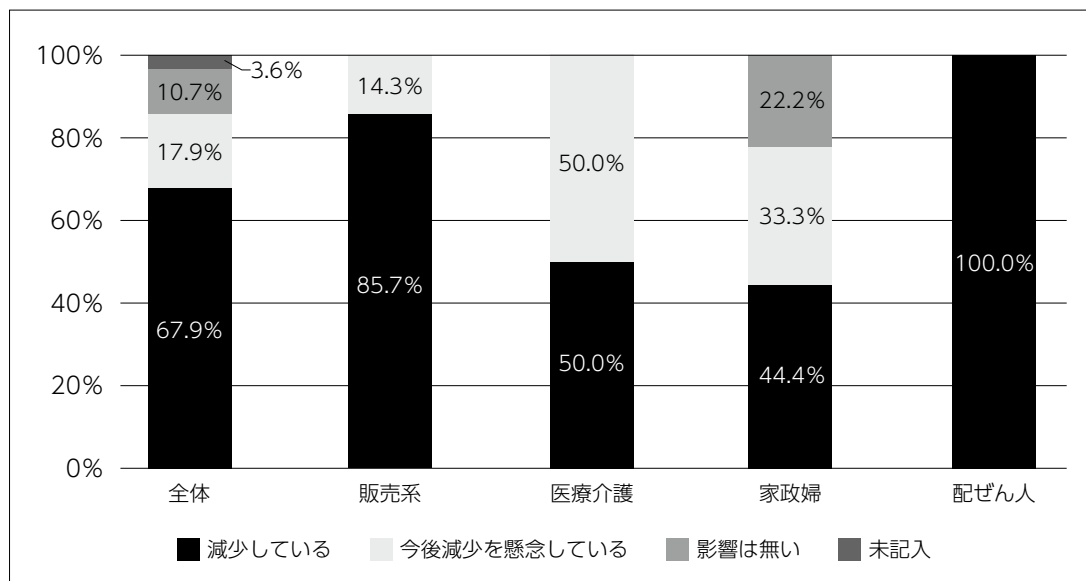
当協会の会員928事業所に対して、3月末から5月末にかけて3回に分けて、新型コロナウイルスの影響等についてメールによる調査を行いました。今回、3回分の結果をまとめてみました。

計135事業所から回答がありました。その内訳は、多い順に、販売系職種(34.1%)、家政婦(21.5%)、医療介護(11.9%)、配せん人(11.1%)でした【図1参照】。

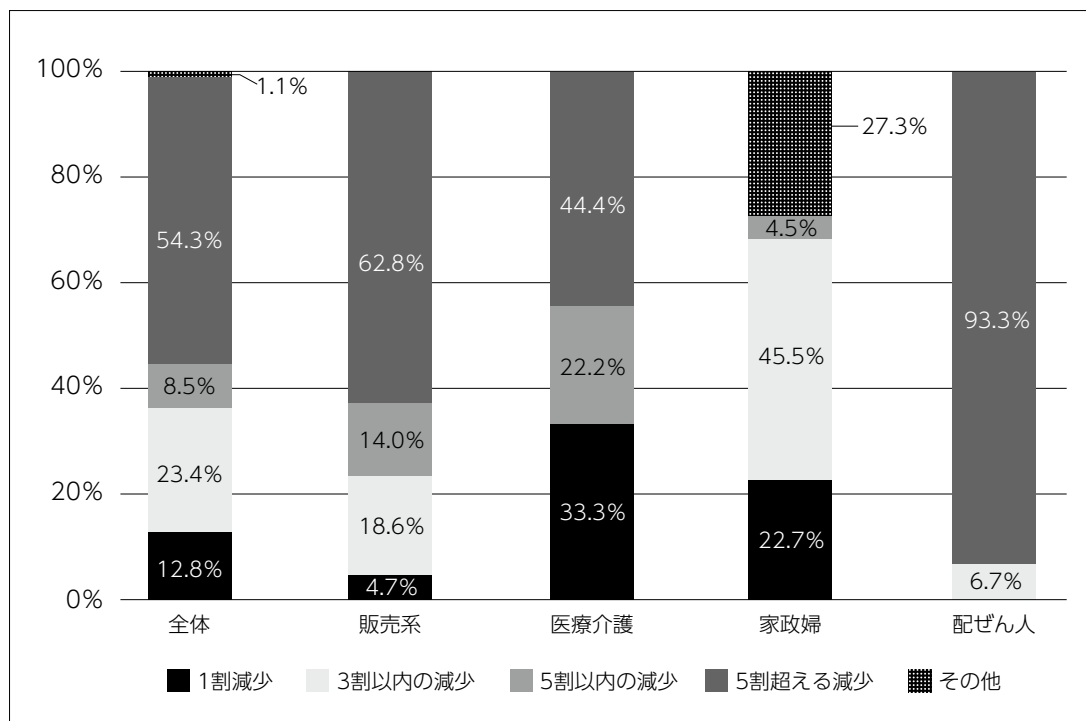
図1 主な取扱職種



求人の状況について、第3回目の調査結果(回答数28事業所)をみると、回答数が少ないので確かなことは言えませんが、配せん人や販売系職種はほとんどが「減少している」と回答し、家政婦や医療介護では、「減少している」と同程度に「今後減少を懸念している」と回答しています【図2参照】。

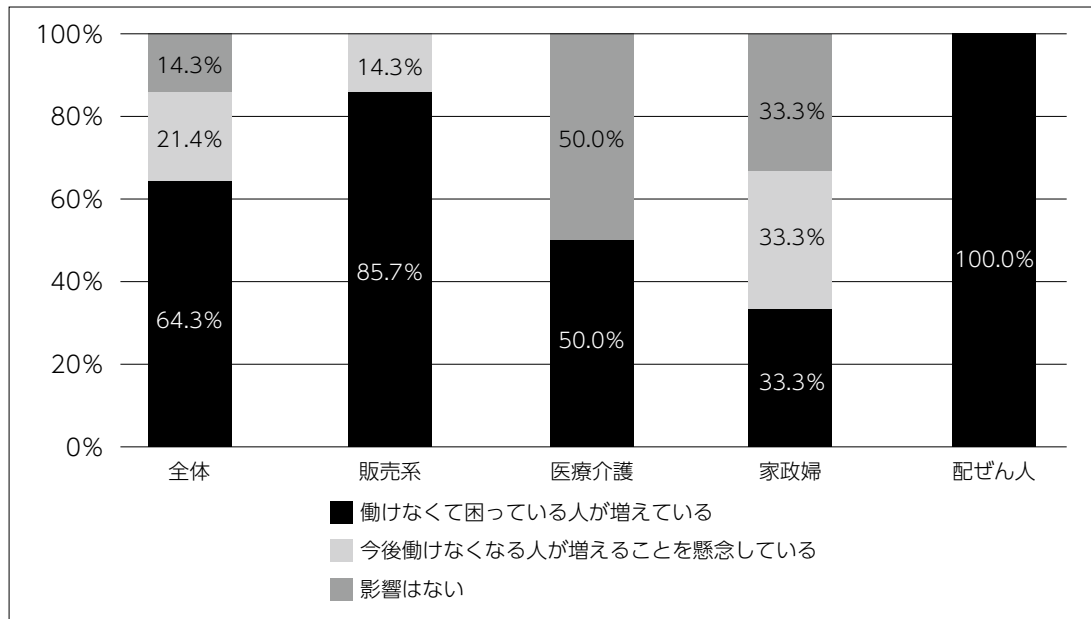
図2 求人の状況(第3回調査の集計結果)

さらに「減少している」と回答した事業所に、昨年同期と比べてどれ位減少しているかを尋ねたところ、全体としては、「5割を超える減少」が54.3%、「5割以内の減少」が8.5%、「3割以内の減少」が23.4%、「1割以内の減少」が12.8%となっており、半分以上が5割を超える減少となっています。これを職種別にみると、「5割を超える減少」が配せん人では93.3%、販売系では、62.8%、医療介護では44.4%となっています。家政婦では、「5割を超える減少」はなく、最も多いのが「3割以内の減少」で45.5%となっています【図3参照】。

図3 昨年同時期と比べてどの位の減少か(「減少している」と答えた事業所のみ)

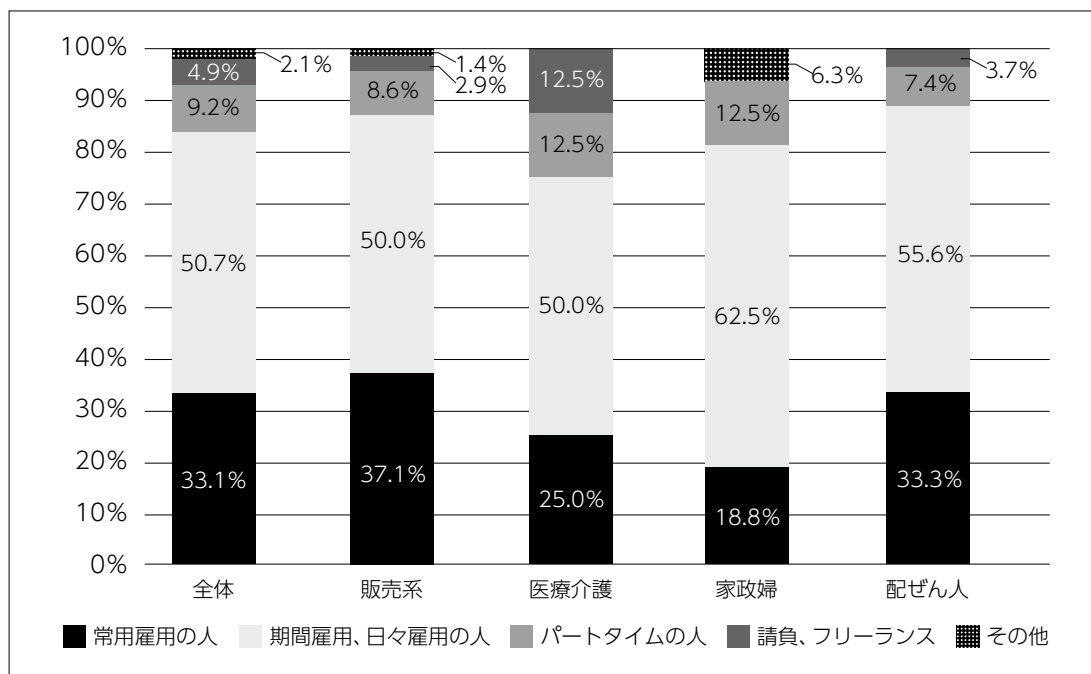
求職者の状況について、第3回目の調査結果(回答数28事業所)をみますと、これも回答数が少ないので確かなことは言えませんが、配せん人や販売系職種はほとんどが「働けなくなって困っている人が増えている」と回答しています【図4参照】。

図4 求職者の状況(第3回調査の集計結果)



さらに「働けず困っている人の雇用形態」を尋ねたところ、全体としては、多い順に「期間雇用、日々雇用の人」(50.7%)、「常用雇用の人」(33.1%)、「パートタイムの人」(9.2%)、「請負、フリーランス」(4.9%)となっています。これを職種別にみると、「期間雇用、日々雇用の人」の割合が、「販売系」で50.0%、家政婦で62.5%、配せん人で55.6%となっています【図5参照】。

図5 働けずに困っている人の雇用形態



また、3回目の調査においても、「百貨店の休業で収入がゼロになった雇用保険未加入の短期勤務求職者には休業補償を、紹介事業所には持続化給付金の更なる追加を求めます」「許可の有効期間の更新基準のうち、基準資産額を緩和して欲しい。業績が悪化し借入でしのいでいるが、基準資産額の要件を満たすことができずに廃業に追い込まれる事業所が増えることを懸念している」など切実な要望もいただきました。それらは国にもお伝えしたところです。

2. 第2次補正予算及び雇用保険法臨時特例法の成立

職業紹介事業者の中にも、休業を実施して雇用調整助成金を受給したり、支給申請をしているところもありますが、厚生労働省は、6月12日に第2次補正予算及び雇用保険法臨時特例法が成立したことに伴い、同日付で、雇用調整助成金の更なる拡充と、新たな給付金を創設することを公表しました。その概要は次のとおりです。

(1) 雇用調整助成金の拡充

ア. 雇用調整助成金の上限額の引上げ及び助成率の拡充

① 助成額の上限額の引上げ

雇用調整助成金の1人1日あたりの助成額の上限額を日額8,330円から15,000円に引き上げる(令和2年4月1日から9月30日までの期間の休業及び教育訓練)。

② 解雇等を行わない中小企業の助成率の拡充

解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の助成率を、原則9/10(一定の要件を満たす場合は10/10など)から一律10/10に引き上げる。

③ 追加支給について

上記①及び②の引上げ及び拡充については、既に支給決定された事業主及び申請済みの事業主についても、令和2年4月1日に遡って適用する(労働局・ハローワークで追加支給分(差額)を計算するので、再度の申請手続は必要なし)。ただし、支給申請された事業主で、過去の休業手当を見直し(増額し)、従業員に対して追加で休業手当の増額分を支給する場合には、当該増額分についての追加支給のための手続が必要。

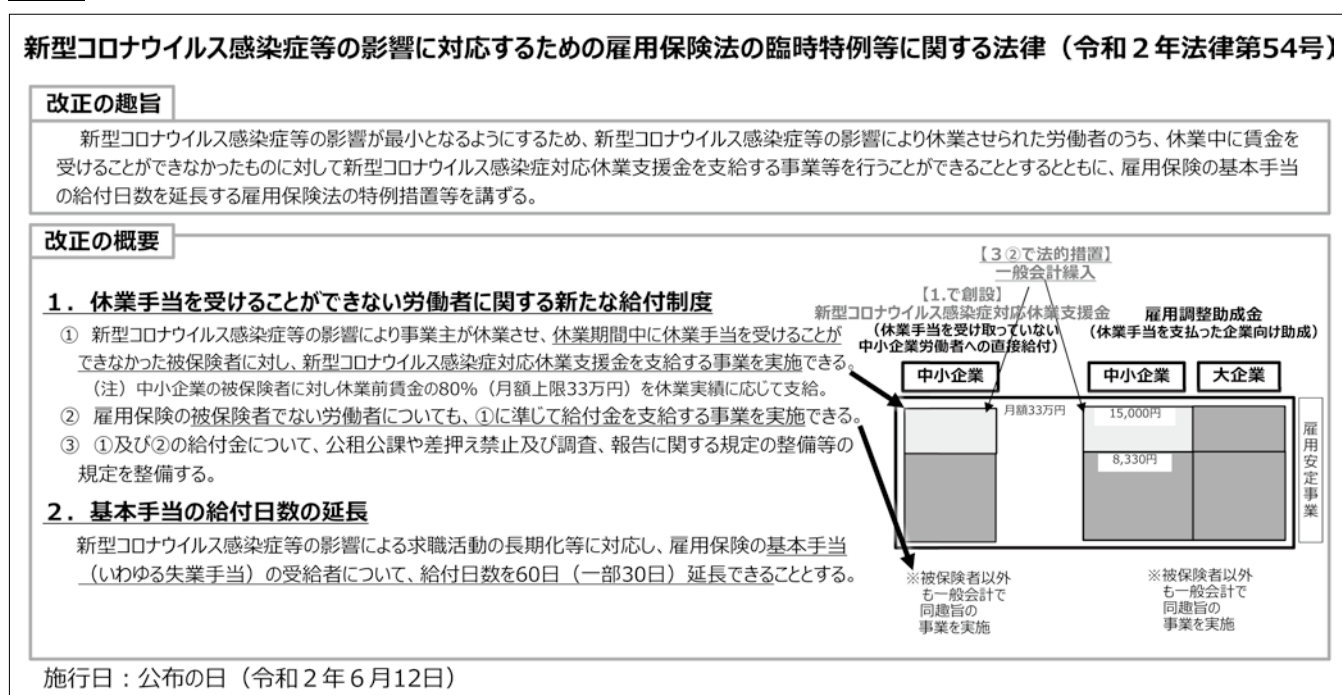
イ. 緊急対応期間の延長について

雇用調整助成金については、これまで令和2年4月1日から同年6月30日までを緊急対応期間とし、各種の特例措置を講じてきたが、緊急対応期間の終期を3か月延長(令和2年9月30日まで延長)する。

(2) 雇用保険法臨時特例法の成立

新型コロナの影響で仕事を休んだのに、企業が雇用調整助成金を利用しなかったこと等により、休業手当をもらえないというケースに対応するため、新たな給付金として「休業支援金」を創設することなどを内容とする雇用保険臨時特例法が成立しました【図6参照】。詳細については、厚生労働省のホームページなどでご確認ください。

図6



従事者啓発ガイダンスの開催について

職業紹介業務の改善向上を図るには、従事者に対する教育だけでなく、求人者に対して、最新の法令改正等についての適切な周知・啓発を行うことが必要不可欠であることから、今年度の事業では、以下のガイダンスを開催します。

1 ガイダンスの日程

	日 程	開催場所
1	10/8 (木)午後	中野サンプラザ
2	10/14 (水)午後	グランキューブ大阪
3	10/21 (水)午後	札幌国際ビル
4	10/28 (水)午後	ウインクあいち
5	11/5 (木)午後	仙台商工会議所
6	11/10 (火)午後	Zoomによる実施
7	11/17 (火)午後	福岡朝日ビル
8	12/3 (木)午後	Zoomによる実施

	日 程	開催場所
9	12/9 (水)午後	広島国際会議場
10	12/16 (水)午後	中野サンプラザ
11	1/14 (木)午後	ウインクあいち
12	1/21 (木)午後	福岡朝日ビル
13	1/28 (木)午後	つるやホール
14	2/5 (金)午後	中野サンプラザ
15	2/10 (水)午後	Zoomによる実施

2 ガイダンスの内容

1 時限目【講習】最新の法改正状況(60分)

今年、施行される改正法令を中心に、経験豊富な社会保険労務士が解説します。

2 時限目【講習】求人者サービスと求人不受理制度(60分)

求人者のコンプライアンス等について、テーマを絞って解説します。

3 時限目【演習】職種別対応ゼミ(45分)※少人数によるグループ演習

求人受理時の職種別チェックポイントについてグループで学び、求人票の改善に取り組みます。

4 時限目【演習】全体学習

グループごとに、求人票の改善内容を発表し、全体で共有します。

受講者間の意見交換等も行います。

3 受講申込・その他

・受講のお申込みは、8月上旬～中旬から、民紹協ホームページで開始する予定です。

(インターネット環境の無い方はお問い合わせください。)

・11月10日(火)、12月3日(木)、2月10日(水)は、Zoom(オンライン会議ソフト)で開催します。専用のソフト等を購入する必要はありませんが、インターネット接続環境が必要です。ご希望の方にはリハーサルも行います。

・受講された方には修了証をお渡しします。事業報告書の従業員教育欄にも記載することができます。

新型コロナウイルス感染症への対策について

- ・発熱や咳など、感染の疑いがある場合には、ご受講の自粛をお願いいたします。
- ・会場内でのマスク着用を含む咳エチケットや手洗いの励行をお願いいたします。なお、講師やスタッフも原則としてマスクを着用させていただきます。
- ・会場は密を避けるため、広さに余裕のあるお部屋をご用意しております。受講者同士の間隔を取り、各机に1名～2名様でご着席いただきます。
- ・緊急事態宣言が発出された場合には、中止またはZoomでの実施に変更させていただきます。



令和2年度 職業紹介優良事業者認定制度 説明会のご案内

令和2年度職業紹介優良事業者認定制度の説明会を全国主要都市で順次開催いたしますので、ぜひこの機会に多くの職業紹介事業者の皆様のご参加をお待ちしております。

- 時間:13:00～16:30(内容:第1部 制度概要と審査認定チェックリスト等 第2部 個別相談)
- 参加料:無料
- 参加対象:認定取得をご検討されている職業紹介事業者並びに認定更新予定の職業紹介事業者
- 申込方法:7月1日より公式サイトから申込受付いたします。(1社につき2名以内でお願いします)
- 公式サイト:職業紹介優良事業者認定制度専用ホームページ [職業紹介優良認定](#) [検索](#) で検索してください。
- 下記スケジュールは変更になる場合もございます。

開催日	地 域	会 場	最寄り駅
9月7日(月)	東 京	中野サンプラザ 11階 アネモルーム ●東京都中野区中野4丁目1-1	JR/地下鉄東西線 中野駅北口 徒歩5分
9月9日(水)	大 阪	マイドームおおさか 8階 第3会議室 ●大阪府大阪市中央区本町橋2番5号	大阪メトロ堺筋線 堺筋本町駅 徒歩6分
9月10日(木)	名古屋	TKPガーデンシティ PREMIUM名古屋新幹線口 井門名古屋ビル 6階 バンケットルーム4B ●愛知県名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル	JR名古屋駅 徒歩5分
9月15日(火)	広 島	TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅北口 GRANODE広島 3階 カンファレンス3F ●広島県広島市東区二葉の里3丁目5番7	JR広島駅北口 徒歩3分
9月16日(水)	福 岡	TKP博多駅前シティセンター 日本生命博多駅前ビル 8階 カンファレンス7 ●福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-1	JR博多駅博多口 徒歩2分
9月18日(金)	仙 台	TKPガーデンシティ仙台 AER 30階 カンファレンスルーム30C 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1	JR仙台駅西口 徒歩2分
9月24日(木)	金 沢	TKP金沢新幹線口会議室 井門金沢ビル 3階 会議室3A ●石川県金沢市堀川新町2-1	JR金沢駅東口 徒歩2分
9月30日(水)	東 京	中野サンプラザ 11階 アネモルーム ●東京都中野区中野4丁目1-1	JR/地下鉄東西線 中野駅北口 徒歩5分
10月 7日(水)	大 阪	大阪ティーオージー 大阪駅前第3ビル 17階 3号室+5号室 ●大阪府大阪市北区梅田1-1-3	大阪メトロ御堂筋線梅田駅 徒歩8分
10月12日(月)	横 浜	TKPガーデンシティ PREMIUM横浜ランドマークタワー ランドマークタワー 25階 カンファレンスルームD ●神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号	みなとみらい線みなとみらい駅 徒歩5分

※職業安定法以外の法律による職業紹介事業者及び外国人技能実習制度に係る職業紹介事業者は、優良認定制度の対象外となっていますのでご注意ください。

職業紹介優良事業者認定制度事務局

公益社団法人 全国国民職業紹介事業協会

〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 TEL:03-3815-0310 E-mail: quest@yuryoshokai.info

(本事業は、厚生労働省より委託を受けて行っている事業です。)

外国人材雇用に関する最新情報

～新型コロナウイルスにより就業困難となった外国人への支援・その他入管の特例措置～

新宿スフィア国際行政書士事務所 代表行政書士 夏目 貴美

現在、新型コロナウイルスの影響により、入国拒否措置により再入国ができない方、母国への帰国が困難な方が増加し、日本で就労している外国人材の解雇も増加しています。そこで、出入国在留管理庁ではこのような事態に対する特別措置を随時行っています。

1 ▶ 新型コロナウイルスにより就業困難となった外国人の転職

本邦での外国人の雇用を維持するため、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、在留資格「特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用を維持するための支援が行われています。本来難しい、他の特定業務分野への転職が下記要件を満たすと可能となります。

(1) 対象者(解雇・雇止め等をされた外国人の方)

①技能実習生、②特定技能外国人、③就労資格(「技術・人文知識・国際業務」「技能」等)で就労していたが解雇・雇止めになった外国人 ④採用内定取消になった外国人留学生、⑤教育機関の所定の課程を修了した外国人留学生

(2) 付与される在留資格・期限

特定活動(フルタイムで就労可能)で最大1年です。

*新たな受入機関との雇用契約の成立後、「特定活動」への在留資格変更許可申請を行うことが必要です。

(3) 行することができる活動

受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける活動が対象となります。

具体的には、特定技能の対象とされている特定産業分野14分野における業務を行うことができます。前職・職歴に関係なく原則として14分野のどの職種でも就労が可能です。

*例外として、製造業3分野(素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野)においては、申請人が各製造分野の対象職種で勤務・実習を行っていた必要があります。

(4) 要件

①報酬額

業務に係る報酬の額が、日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。

②本人の希望

申請人が、受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること(希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る。)

なお、製造業3分野に関しては制限があります。

③業務内容に関する確認

受入れ機関が、申請人が特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける希望があることを理解した上で、申請人の雇用を希望するものであること。

④受入の適正性

受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(法令遵守等)。

⑤受入支援

受入れ機関が、申請人に対して特定技能に移行するために必要な技能等を身に付けることなどについて指導、助言等を行うことのほか、在留中の日常生活等に係る支援を行う担当者を確保して適切に行うことが見込まれること。

⑥報告義務

受入れ機関が、申請人を受け入れることが困難となった場合には地方出入国在留管理局に速やかに報告することとしていること。

2 その他の特別措置

(1) 帰国困難者に対する措置

- ・短期滞在で在留中の方の在留期限更新を許可(90日)
- ・技能実習生等に関して、従前と同一の業務で就労を希望する場合には、「特定活動(6ヵ月・就労可)」への在留資格変更を許可
- ・留学の在留資格で在留中の方が就労を希望する場合に、「特定活動(6ヵ月・週28時間以内のアルバイト可)」への在留資格変更を許可

(2) 入国に関する措置

海外から外国人を招聘する場合に使用する「在留資格認定証明書」の有効期限を3ヵ月から6ヵ月へ延長。これから申請する場合、現在は上陸拒否対象国については交付を見合わせているのでご注意ください。

(3) 在留手続に関する措置

窓口の混雑緩和策として、在留関係諸申請に関しては、在留期限の満了日の3ヵ月後まで申請可能。

(4) 再就職のための支援を受けることも可能

求職者が再就職の支援を希望する場合には、出入国在留管理庁に対し「個人情報の取扱いに関する同意書」を提供することにより、企業・職業紹介機関等からの求人の連絡を受ける事も可能です。

以上のように、新型コロナウイルスの影響を受け、出入国在留管理庁において4月以降様々な対策、措置がなされています。上記のように、ある程度柔軟に人手不足の分野等で雇用ができるように在留資格を付与するケースもございます。

最新情報に関しては、法務省 HP・外国人の在留申請・生活支援のサイトをご確認ください。

* 本記事は2020年6月15日現在の情報をもとに記載しています。

●お問い合わせ先

新宿スフィア国際行政書士事務所

東京都新宿区西新宿3-9-12 西新宿ダイヤモンドビル12階12-a

TEL 03-6383-3643

URL <https://www.natsume-office.com/>

よくわかる職業紹介事業のQ&A

当協会の相談専用窓口に、最近寄せられた相談事項をQ&Aの形態で紹介致します。

Q₁

内定通知書もらった転職希望の求職者が、求人者から、入社日までの間の手伝いを求められた

当紹介所が紹介した求職者が、8月1日から採用する旨の内定通知書を得ることができました。

ところが、求人者から求職者に対して、入社日まで期間があるので、入社後の担当業務に早めに慣れてもらうため、6月初旬から業務の手伝いに来るよう求めてきました。

求職者は、「現在勤務している会社の年次有給休暇を取得して求めに応じたい」と意気込んでいます。

入社日の前に手伝いを求めることに問題はないのでしょうか。

A₁

入社日前の手伝いについては、留意すべきことが2点あります。1点目は、求められた手伝いが義務なのかどうかということ、2点目は、現在働いている会社に退職の申し出を行っているかどうかということです。

1点目についてですが、内定とは、法的には「始期付解約権留保付労働契約」と呼ばれています。これは、内定段階で労働契約は成立しているものの、労働契約の効力発生ないし就労の開始が入社日とされ(始期付)、卒業できなかった場合などは内定の取り消しができる(解約権留保付)ことを意味します。労働契約が成立していても、入社日はまだ先なので、求人者は、それまで就労を命じる権限はなく、内定者も働く義務はありません。

本件については、「業務の手伝い」の内容が具体

的に明らかではありませんが、それが労働に該当する場合には、労働契約の効力発生ないし就労の開始日とされる入社日の前であることから問題があるだけでなく、賃金が支払われる必要があると思われるので、内定期間中にどのような行為が求められているのかを確認しておくといよいでしょう。

2点目ですが、退職の申し出については、民法第627条によれば、「当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から2週間を経過することによって終了する。」とされています。したがって、退職の申し出を行って2週間が経過すれば雇用主の承諾なく労働契約は終了することになります。しかしながら、会社には、会社独自の就業規則があり、退社する1か月前までに願い出て、業務の引継ぎなどを行うよう規定している場合があります。本件では、求職者は年次有給休暇を取得して求人者の求めに応じる意向ですが、現在働いている会社の就業規則に則り退職の申し出や業務の引継ぎを行い、退職をめぐるトラブルに発展しないように、求職者に注意を促すことが求められます。

Q₂

当紹介所は新型コロナの影響で厳しい経営状況にある。心苦しいが、求職者に休業手当を支給している求人者に、休業手当を算定基礎とした紹介手数料を請求してよいだろうか……

当紹介所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、求人が激減し手数料収入がほとんど

ない状況にあります。求人者も同様に厳しい状況にありますが、従業員を解雇せず休業手当を支給して雇用の維持に努めていただいております。そうした中、心苦しいのですが、当紹介所が紹介した求職者に対して支給された休業手当を算定基礎とした紹介手数料を請求してもよいものでしょうか。

A₂ 貴紹介所が求人者の経営状況を十分に認識しながらも、あえて紹介手数料を請求しなければならないほど、紹介所の経営も厳しい状況にあることと拝察いたします。一般的に休業手当は、「賃金」にあたるとされ、労働・社会保険の保険料の算定基礎にもなっております。したがって、休業手当を算定基礎とする紹介手数料を請求しても、制度上の問題はないと思われます。

ただし、貴紹介所が求人者の雇用維持努力に感謝しつつ、紹介手数料を請求することに躊躇されることも理解できると思います。求人者が従業員を解雇せず休業手当を支給する場合に、国から雇用調整助成金を支給して、その負担の軽減を図る制度があります。そうした制度の活用状況も含め、求人者の負担能力を考慮し、双方が納得できる紹介手数料の額について話し合われることをお勧めします。

Q₃ 県からコロナ軽症者等の受入ホテル担当の医師を紹介して欲しいとの依頼

医療系人材の紹介を行っている有料職業紹介所ですが、ある県から、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が療養・待機しているホテルにおいて、感染者の健康状態等の確認や必要な指導等を行う医師を紹介して欲しいという依頼がありました。

当紹介所は、この依頼に対して、医師を県の職員として採用するのかどうかを確認したところ、医師を県の職員として採用するのではなく、その医師に業務を任せたいということでした。

こうした依頼は初めてのことであり、医師を紹介した場合、紹介手数料を受領することができるのでしょうか。

A₃ 貴紹介所の問合せ内容を整理すれば、県が行おうとしているのは、「県が貴紹介所から紹介された医師を雇用し、その医師に県の指揮命令下で業務を行ってもらう」ということではなく、「貴紹介所が情報提供した医師と県が業務委託契約を結び、その医師の責任で受託した業務を成し遂げてもらう」ということになります。

業務委託の場合は、委託元と委託先の間に雇用関係はありませんので、職業安定法で規定する職業紹介事業には該当しません。したがって、県からの求人申込及び医師からの求職申込は必要ありません。また、貴紹介所の紹介によって県と医師が雇用契約を結ぶことにはならないため、紹介手数料は生じず、手数料管理簿に記載する必要もないということになります。

ただ、県からの依頼は、重要かつ急を要することだと思いますので、職業紹介事業とは別の枠組みで、県が業務委託の募集を行っていることの周知に協力し、その対価として何らかの謝礼を受け取ることが可能と思われます。その場合は、職業紹介事業と混同されることのないよう、委託事業の募集に係る情報提供であることを徹底することが求められます。

また、県と貴紹介所との間で情報提供に係る基本的な事項については、初期の段階で確認しておくことをお勧めします。

散歩道 第55回 ～王子～

「王子」といってもご存じない方も多いと思いますが、東京都の北に位置し、JR王子駅の西側一帯は、神社、庭園、公園等が集まる散歩には格好の場所です。

【飛鳥山公園】【渋沢資料館】

王子といえば「飛鳥山公園」といわれるように王子を代表する名所で、江戸幕府8代将軍徳川吉宗が庶民の憩いの場として桜を植えたことが始まりとされる由緒ある公園で、園内には、600本の桜、1,500本のツツジがあり、「花見」の場所としても有名です。

また、園内には、博物館等の施設もあり、その一つとして「渋沢資料館」があります。かつて渋沢栄一が住んでいた邸宅跡に建てられたもので、渋沢の全生涯にわたる資料が収蔵・展示されている本館、渋沢の旧邸として大正期に建てられた晩香廬と青淵文庫があります。



【旧古河庭園】

1919年に古河財閥の邸宅として建てられたもので、豪壮でおしゃれな洋館、バラをはじめ四季折々の花が咲き乱れる洋風庭園、心字池を中心とした和風の回遊式庭園といった和洋の様式が見事に調和。ドラマのロケ地としても良く撮影されています。また、日本文学研究者のドナルドキーン氏はこの庭園にほれ込んでこの近くに居を構えたそうです。

【都電荒川線】

都営で唯一現存する路面電車で、王子から西は早稲田まで、東は三ノ輪橋まで、山の手と下町を結んでいます。レトロな雰囲気を残し、コトコトのんびり走る電車にゆられて古さと新しさを備えた東京を楽しむことができます。

その他、東京十社の一つとして格式の高い王子神社、毎年大晦日に狐の行列が開かれる関東稲荷総社の王子稲荷、いくつもの滝や季節の花が楽しめる名主の滝公園など見どころの多い地域です。



「札幌市時計台」

現存する日本最古の時計塔。正式名称は旧札幌農学校演武場。夜はライトアップされ、赤い屋根と白い壁が印象的です。

「社会と自衛官のために！」

一般財団法人自衛隊援護協会札幌支部 退職自衛官札幌無料職業紹介所 溝田 光一（第23回）

私は、令和元年度 職業紹介士の認定を受けた自衛隊援護協会の溝田光一です。

私共の仕事は、いわゆる自衛官専用のハローワークです。ほとんどの方がご存じないと思いますので、この場をお借りしまして自衛隊援護協会のPRをさせていただきたいと思います。

前提として自衛官は闘う集団なので、隊員の多くは55歳定年で、若い隊員も2年更新でほとんどが4年程度で退職します。その特殊な人事制度のため、自衛隊では就職を世話する組織がありますが、その職業あっせん部分だけは厚生労働省の認可を得ている自衛隊援護協会が実施しています。よって、自衛官と一体となって、隊員の就活の手伝いをしています。

協会の配置は、本部が東京にあり、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の7つの支部があります。

主要な業務は自衛官等の無料職業紹介事業のほかに、進路相談、その他図書や教材の発行事業などを行っています。

私の所在する札幌支部は北海道の全域を担当しております。

業務内容は、年間約1,000名弱の隊員の就職あっせん業務を実施するとともに、各自衛隊や企業との連携、必要な教育など5名で情熱をもって行っております。

事務所の場所は、JR札幌駅と大通りの中間付近で地下歩行空間と直結しており非常に便利なところですので、札幌にお越しの際は、お立ち寄りください。

また、求人情報などありましたらホームページをご覧ください。ただき、最寄りの援護協会にご一報いただければ幸いです。

一般財団法人自衛隊援護協会札幌支部

住所：北海道札幌市中央区北2条西3丁目1番地 敷島ビル8階

TEL:011-222-4888 FAX:011-222-4922

URL: <https://www.engokyokai.jp/>

設立：昭和56年

職員数：5名

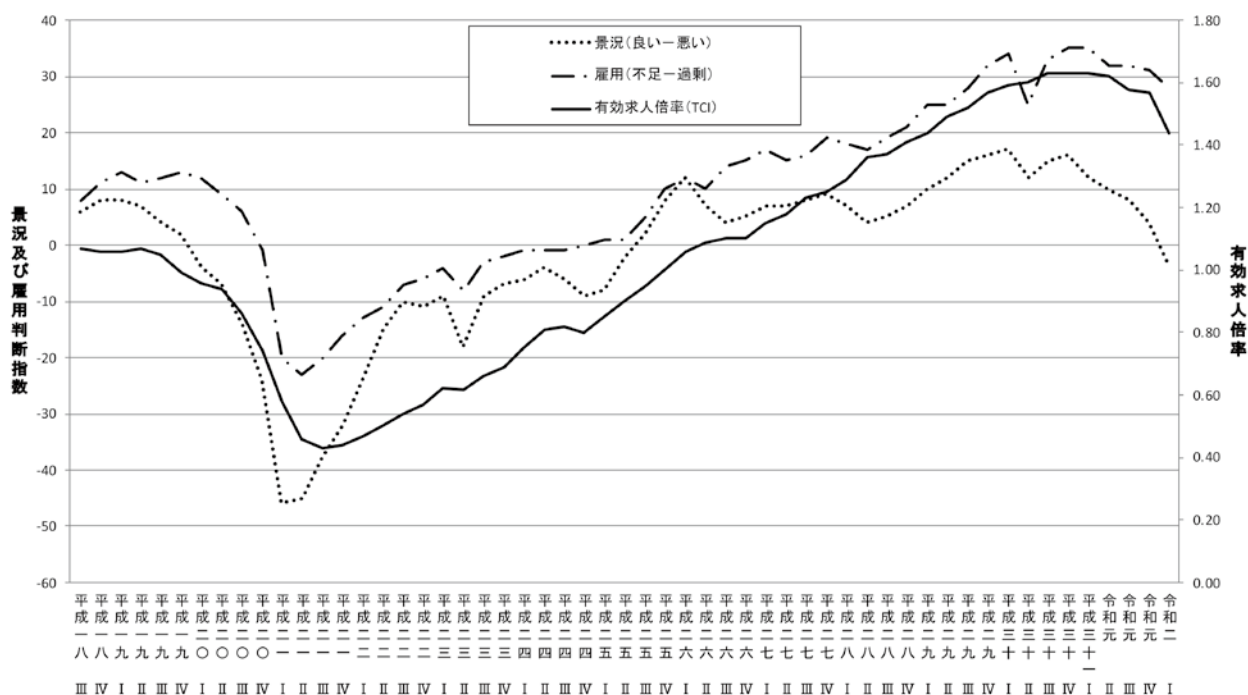


中央の奥が筆者です。

雇用失業動向

厚生労働省の「一般職業紹介状況」によりますと、令和2年4月、令和2年5月の有効求人倍率(季節調整値)は1.32倍、1.20倍と下がってきています。また、総務省の「労働力調査」によりますと、同時期の完全失業率は2.6%、2.9%と上昇してきています。これは求人数が前年の同時期と比較すると4月▲20.6%、5月▲28.1%と大きく減少したことが影響しています。3月の日銀短観による業況判断では、前期より8ポイント下がりましたが、先行きは更に14ポイントと大幅に低下し、厳しい見方です。また、雇用判断は12月より3ポイント改善され人手不足感がやや和らぎましたが、先行きの予測は更に1ポイント下がり、求職者の不足はまだ続く見通しです。

状況、雇用過不足状況及び有効求人倍率の推移(四半世紀ベース)



新規許可事業所

	令和2年1月	令和2年2月	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月
有料職業紹介事業所	327	227	271	284	259	237
無料職業紹介事業所	5	4	6	4	7	2

雇用・失業情勢関連指数

		令和元年12月	令和2年1月	令和2年2月	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月
雇用者数※	実数(万人)	6043	6017	6026	6009	5923	5920
完全失業者数※	実数(万人)	145	159	159	176	189	198
完全失業率※	(季節調整値、%)	2.2	2.4	2.4	2.5	2.6	2.9
有効	求人数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	267 (▲2.9)	257 (▲7.3)	257 (▲10.2)	249 (▲13.6)	220 (▲20.6)	194 (▲28.1)
	求職者数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	159 (0.3)	164 (1.4)	168 (1.0)	175 (0.7)	178 (▲2.3)	176 (▲3.1)
	求人倍率(季節調整値、倍)	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20

(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」、総務省「労働力調査」

新規入会事業所紹介

令和2年4月～令和2年6月(6月12日入会まで)

	事業所名	住 所	ごあいさつ
北海道地区	エスプリリンク株式会社  Esprit Link Co., Ltd. エスプリリンク株式会社	北海道釧路市貝塚2-15-27 貝塚ハイツ2号室 猫の事務所 0154-65-7636	弊社は2019年11月に有料職業紹介事業の許可を取得いたしました。代表者の17年に及ぶ東南アジアでの在外勤務経験を活かし、日本と海外の法令を遵守した上で、各人の職業適性にあった即戦力の特定技能人材を発掘して、ご紹介してゆく所存です。特に、道東の農業や介護の分野に力を入れて参ります。
	公益財団法人 秋田県ふるさと定住機構 	秋田県秋田市御所野地蔵田 3-1-1 秋田テルサ3F 018-826-1731	当機構は、県外在住で秋田県での就職を希望する方の県内就職を促進する事業、並びに秋田県への移住希望者支援事業、若年者の県内定着事業等を行っている団体です。また、当機構が運営する「あきた就職ナビ」で、秋田県内企業と秋田県へ就職を希望する方とのマッチングや企業の魅力発信等の情報提供を行っております。
東北地区	合同会社ドクターズプロ 	埼玉県上尾市瓦葺2826-1 コスモ東大宮605 048-699-1500	医師のヘッドハンター歴19年目の医師招聘師が、医師確保対策パートナーを致します。医師のサーチ型ヘッドハンティングが一般的でない頃よりの草分け的なヘッドハンターその医師招聘実績は、現在までに230名を優に超え、他の追随を許さない過去の経験・実績・人脈等に裏打ちされたサーチ活動は的確で院長・副院長・部長級の招聘案件や、外科系医師のチーム招聘案件を得意としています。
	日本貿易印刷株式会社 	神奈川県横浜市戸塚区 上矢部町1968 045-811-2775	当社は73年目を迎える印刷会社です。お取引先様の業界では特に「人手不足」が深刻化しております。お世話になっている業界の為に、この課題を少しでも改善したいとの思いから20年4月より外国人材に特化した紹介事業をスタート致しました。お客様と取引先様に商売繁盛を提供し続ける企業として、取り組んでまいります。
関東地区	株式会社せいじつ屋 	東京都新宿区西新宿 8-5-8 正和ビル3F 03-3367-8785	弊社は1995年にスタートした広告代理店で、自社スタッフによる街頭配布やポスティング、Web広告、デザイン制作も承っております。企画から制作、実行までワンストップでのお手伝いを得意としております。自社スタッフの活躍の場を広げ、新たな切り口で地域活性化に貢献すべく、有料職業紹介事業に参入致しました。
	東都理容師紹介所	東京都豊島区雑司が谷 1-52-18 2階 03-3981-5934	時代の変遷に翻弄されて理容師の職業を選択するなどと言う人は今や殆どお目にかかることがなくなり火の消えたような業界ですが、幸いなことに良心的な求人、求職者に恵まれ充実した紹介活動をさせて頂いています。
	IBIS Career & Recruiting (アイビスキャリア) 	東京都中央区日本橋1-13-1 日鉄日本橋ビル3F 03-6665-0980	IBIS Career & Recruiting(アイビスキャリア)は全国で保育園を運営する企業グループの一員です。“大手の中のベンチャー”を強みに、医療・社会福祉系を中心に全職種を手掛けてまいります。昨今、採用にもIT化の波が押し寄せ、これからは本格的にHR-Techの時代が到来します。採用に人が介在する意味と、AIがもたらす有用性とを正しく理解しながら、次代に通用するHRソリューションカンパニーを目指してまいります。

新規入会事業所紹介

令和2年4月～令和2年6月(6月12日入会まで)

	事業所名	住 所	ごあいさつ
関東地区	上智未来国際交流センター株式会社 	東京都千代田区飯田橋 4-1-11 信濃ビル6F 03-6826-1909	弊社は日本の老人ホーム約300社の取引先を持っています。主に介護職種向け、中国及び東南アジア籍技能実習生の紹介事業をしております。これから日本のホテル向けの紹介事業を展開する予定です。傘下の「在日華人女性支援会」は在日本の中国籍の主婦の時短パートを紹介する業務です。会員865人。代表者20年間専任です。
	株式会社オキュー 東京オフィス 	東京都台東区上野7-3-9 アルペルゴ上野602 03-5830-6061	弊社は、1年前に立ち上げた事業所でございます。医療・介護・福祉を得意分野としております。私共は、もともと医療従事者(作業療法士・精神科の社会復帰サポート)として、長く医療現場を経験してまいりました。また一方で、人事・労務管理にも携わってまいりました。そのため、求人施設様のお考えや特徴、求職者様のお考えを私共も、実体験として、感じてまいりました。より良いマッチングには自信がございます。しかし、職業紹介事業となりますと、未熟者でありますため、皆さまの仲間入りをさせていただき、大変心強く感じております。何卒宜しくお願い申し上げます。
関西地区	オールヒューマンサポート株式会社  オールヒューマンサポート株式会社	大阪府大阪市西淀川区野里 1-23-20 06-6477-0445	当社は、小規模保育施設を運営しております。輝かしい未来にむけて、小さな命を育て、子どもたちが健やかに成長していく姿に毎日幸せを感じております。人と人を繋ぐ素晴らしい事業にチャレンジできたことに心より感謝致します。小さな会社ですが、多くの方が楽しく仕事ができ、一人一人の個性が輝きを発揮できるよう働きかけていきたいです。皆が幸せで笑顔になれるよう日々努力して参ります。紹介事業としては全職種を紹介して参ります。
	DO JOB(ドゥ ジョブ)	大阪府東大阪市御厨南 2-4-45 北野ビル311号 090-8165-8532	弊社の特徴は、次の通りです。 1. ベトナムの技術者のご紹介致します。(日本に滞在中の方) 2. ベトナムからベトナムの技術者をご紹介致します。 3. 特定技能の方をご紹介致します。 紹介手数料はご相談に応じます。DO JOBの創立した理由はベトナムの技術者の方が安定的な仕事をするように紹介することです。よろしくお願いいたします。
	一般社団法人 JAP・ASIA PARTNERSHIP ASSOCIATION  一般社団法人 JAPAN-ASIA PARTNERSHIP ASSOCIATION	大阪府大阪市淀川区新北野 1-11-23 ハイム北野910号 06-6195-1814	当団体の前身より、アジア各国とは50数年の関わりがあります。この歴史の継続の中から「友好」「親善」「支援」が自然的に発生しました。当団体は、アジア各国の種々の要望に応えるべき展開を目指すため、立ち上げた団体です。



	事業所名	住 所	ごあいさつ
関西地区	ひとたす Work Support 株式会社  ひとたす work support	滋賀県草津市南笠東2-7-7 YKSビル3F 077-535-9129	弊社は2018年12月に創業、研修を経て許可取得、2020年1月より本格稼働の予定でしたが、COVID-19の影響で2020年6月現在、事業は再開しておりません。外国人留学生と国内企業を結ぶ仕事を中心に、日本で働く人材育成を日本で日本語を学ぶところから進めていく予定となっております。
	みんなのため (都総合法律事務所)  みんなのため	京都府京都市下京区 鶏鉾町480 オフィス・ワン四条烏丸802 050-5360-5181	弊所は、外国人労働者を日本の事業者様へ御紹介させていただいております。外国人労働者の採用は、法的規制もあり複雑ですが、弊所の特徴は、代表が弁護士であり外国人労働者の招へいから入国採用手続、その後の各種法律相談までトータルで承ります。行政書士のように職域が限定されているわけではないので安心安全に採用活動を行なえます。外国人労務顧問として「入管ドットコム」も主催しております。
中四国地区	静峰興産株式会社  SEIHO	山口県周南市中央町2-3 0834-63-4161	主に、外国人留学生やベトナム、フィリピンの大学卒業生で日本に就職を希望する学生さんの就職支援ができたと思っています。もちろん、国内においても就職を希望される多くの方のご要望にも答えさせていただきます。外国、国内を問わず、人材を求める側と職を求める側の役に立つ潤滑剤となれるよう頑張っております。
九州・沖縄地区	株式会社ザ・ホーム	長崎県諫早市貝津町 1756-5 0957-26-5595	弊社は長崎県の県央、諫早市の不動産会社です。賃貸・売買物件の仲介はもちろん土地開発分野で多数のプロジェクトを手掛けております。今後は外国人職業紹介に注力し、外国人労働者の雇用・移住を不動産事業、提携行政書士によるビザ申請、登録支援機関としての生活サポートなど一括して行い、雇用主、労働者双方が気持ち良く働ける環境を創出していきます。何卒宜しくお願い致します。
	株式会社グスクード  guskoord	沖縄県那覇市天久762-14 クリアビル3-B号室 098-862-3018	社会保険労務士事務所と併設した有料職業紹介事業です。関与先・顧問先の求人を中心に、きめ細やかな紹介事業を展開しています。事業所は沖縄にありますが、県外・海外から沖縄に進出される企業への人事労務に関するトータルサポートが強みです。

【事業所名のみのご紹介】

事業所名	住 所	電話番号
北斗国際交流事業協同組	北海道宗谷郡猿払村鬼志別南町14	TEL:01635-2-2350
有限会社 Office Service	千葉県船橋市湊町2-1-1 Y.M.A.Officeビル4F	TEL:047-420-925
株式会社 Super 4	兵庫県姫路市立町29-1 濱田ビル2F	TEL:050-1748-5001



民紹協ニュース

●役員変更のお知らせ

定時社員総会で、次のとおり役員が退任及び選任されました。(敬称略)

【退任理事】

梶原 豊 NPO 法人日本エンプロイアビリティ支援機構理事
吉井 眞之 元全国造船重機労連中央執行委員長
高橋 晴樹 全国中小企業団体中央会参与

【新任理事】

佐藤 哲哉 全国中小企業団体中央会専務理事

●民紹協職員の人事のお知らせ

【退職】

佐藤 珠己 事務局次長兼総務課長兼業務第三課長(令和2年3月31日付け)
仲村 榮次 主任職業紹介事業アドバイザー(参与)(令和2年3月31日付け)
佐賀 寛 業務第一課長(令和2年6月1日付け)

【採用】

伊藤 昭 総務課長兼業務第三課長(令和2年5月1日付け)
田中 久 業務第一課長(令和2年6月1日付け)



6月12日の定時社員総会は、コロナ禍の中、規模を縮小して開催いたしました。多くの会員の皆様に委任状をご提出いただき、ご理解、ご協力に感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が解除され、当協会も6月から職業紹介責任者講習を再開しましたが、密を避けるため会場の本来の収容人員より受講者数を減らして開催しております。ご希望の日時や場所で受講できない方もおられ、ご迷惑をおかけしています。7月以降来年3月までは、前年同期より開催回数を8回増やすこととしておりますので、早めにお申込みいただければと思います。

移動の自粛や休業要請の解除などで徐々に日常を取り戻しつつありますが、今般のコロナ禍を機にウェブ面接が普及し、職業紹介のあり方にも影響を与えそうです。また、本号で取り上げましたように、職業紹介事業は求人が急減し大きな影響を受けております。その影響に対する当協会や国等の対応は継続中で、まだ十分とは言えないかもしれませんが、これまでの取組みや皆様方からいただいた要望等を整理して、今後の取組みに活かしてまいりたいと思います。

民営職業紹介



民営職業紹介 ひと No.172

令和2年7月7日発行

編集人 上市 貞満

発行所 公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5階
TEL.03-3818-7011 (代表) FAX.03-3818-7015

印刷所 日本印刷株式会社

令和2年8月～令和2年9月 お申込受付中

5月25日付けで全都道府県において新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が解除されましたので、6月1日から職業紹介責任者講習を再開しております。なお、引き続き感染拡大を防止するため、今後の動向を注視するとともに、対策を講じながら講習を開催してまいります。

★「理解度確認試験」を平成31年4月から実施しています。全ての講義を受講したうえで、理解度確認試験の答案を提出し、かつ、理解度確認試験合格者に受講証明書を交付しています。

【令和2年7月現在】

開催日	曜日	開催地	会場	定員
令和2年 8月 6日	木	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 8月11日	火	東京都(中野区)	中野サンプラザ 11F「ブロッサム」	102
〃 8月19日	水	福岡県(福岡市)	天神ビル 11F「10号会議室」	160
〃 8月21日	金	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 8月26日	水	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 8月31日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 9月 2日	水	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 9月 8日	火	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 9月10日	木	東京都(中野区)	中野サンプラザ 11F「ブロッサム」	102
〃 9月14日	月	愛知県(名古屋市)	ホテルルブラ王山 2F「金鯱」	120
〃 9月16日	水	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 9月23日	水	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 9月29日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180

○講習時間……9時30分～17時(時間厳守)※全ての方がこの講習時間となります。

講義開始後に入場されますと、他の受講者の迷惑となるばかりでなく、法定の講習内容を履修することができなくなります。必ず講義開始時刻の10分前までに受付を済ませてください。

○受講費用……【初めて民紹協の講習を受講される方】13,400円(民紹協会員は10,300円)(税込)

【過去(5年以内)に講習を受講したことのある方】10,700円(民紹協会員は8,200円)(税込)

民紹協他講習実施機関を受講した方も対象となります。なお会員の皆様も従来通り受講証明書(写)を申込み終了後に、メールアドレス、もしくはFAX番号に送信してください。

(FAX:03-3818-7015 E-mail:koshu@minshokyo.or.jp)

※振込手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

受講申込みは、開催日の3か月前から当協会ホームページ

<http://www.minshokyo.or.jp/> の「受講申込みフォーム」、または、FAXにて承ります。

※FAXによるお申込みを希望される場合は、お電話にて申込用紙をご請求ください。

※受付を終了した講習のキャンセル待ちについては、お電話にてお問い合わせください。

なお、当日のキャンセル待ちは承っておりません。

※厚生労働省の指導により、ご受講時に身分証明書をお見せいただくことになりました。ご本人確認のため、受講当日、顔写真付き公的身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)をご持参ください。顔写真付きの公的身分証明書をお持ちで無い方は、公的身分証明書(健康保険証等)と顔写真付きの社員証など、2種類ご持参下さい。ご協力をお願いいたします。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

人材ビジネスシステム 国内シェアNo.1の 最新クラウドサービス



PORTERS
HR-Business Cloud



- ▶ お客様導入事例公開中
- ▶ 30日間無料トライアル
- ▶ 人材ビジネス支援マガジン
PORTERS MAGAZINEWeb

▶ 特徴 & メリット

1. 個人事業主から大企業まであらゆる規模の人材紹介ビジネスに
2. サブスクリプション（定額課金制）で1IDから利用開始可能
3. ドラッグ&ドロップによる業務画面の簡単カスタマイズ
4. 複数媒体との連携を一元化でき管理コストを削減
5. 各種テンプレートによる成功モデル標準化で人材育成促進
6. 案件の進捗停滞・マッチング漏れ防止

毎日開催人材紹介ビジネス システム導入相談会
無料相談会の申込みはこちら：
<http://hrbc.porters.jp/event>

お問合せ ポーターズ株式会社

TEL 03-6432-9829

MAIL sales@porters.jp

HP <https://hrbc.porters.jp/>

